

# 三重県青少年健全育成条例

昭和46年12月24日

三重県条例第62号

施行	昭和47年3月1日	(附則)
改正	昭和47年3月31日	三重県条例第4号
	昭和49年8月2日	三重県条例第39号
	昭和51年3月29日	三重県条例第9号
	昭和52年3月28日	三重県条例第10号
	昭和57年7月2日	三重県条例第25号
	昭和59年3月29日	三重県条例第7号
	昭和61年3月31日	三重県条例第7号
	平成3年12月25日	三重県条例第32号
	平成7年3月15日	三重県条例第6号
	平成7年3月15日	三重県条例第17号
	平成8年6月28日	三重県条例第31号
	平成10年1月23日	三重県条例第1号
	平成10年3月27日	三重県条例第17号
	平成11年12月24日	三重県条例第55号
	平成12年3月24日	三重県条例第24号
	平成12年3月24日	三重県条例第60号
	平成12年7月13日	三重県条例第65号
	平成13年12月25日	三重県条例第75号
	平成15年7月1日	三重県条例第34号
	平成17年10月21日	三重県条例第67号
	平成18年3月28日	三重県条例第27号
	平成18年6月30日	三重県条例第48号
	平成19年7月4日	三重県条例第43号
	平成19年12月26日	三重県条例第73号
	平成24年10月19日	三重県条例第52号
	平成26年3月27日	三重県条例第46号
	平成27年3月27日	三重県条例第23号
	平成28年3月22日	三重県条例第20号
	平成29年10月17日	三重県条例第55号
	平成30年3月22日	三重県条例第24号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、県が行う施

策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その目的を逸脱して、県民の自由及び権利を不当に侵害しないように注意しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び観せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、図画その他の出版物、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、録音盤、ビデオテープ、録音テープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリー並びにこれらに類するものをいう。
- (5) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。次号において同じ。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (6) 自動貸出機 物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。
- (7) 広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (8) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(基本理念)

第4条 何人も、青少年が社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮しなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本としてこれを支え、かつ、その努力を結実させるための配慮をもつて積極的かつ効果的に行うものとする。

(県民の責務)

第6条 すべて県民は、家庭、学校、職場その他あらゆる生活の場における積極的な対応と指導が青少年の人格形成に大きく寄与することを深く自覚し、地域社会において相互に連携し、青少年が健全に育成されるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護及び教育するように努めるものとする。

(県と市町との協働)

第7条の2 県は、市町に対し、県と協働してその地域に応じた青少年の健全な育成に関する施策を策定し、実施すること及び県の施策に協力することを求めるものとする。

## 第2章 健全育成に関する県の施策

(施策の大綱)

第8条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を、国、市町その他関係機関と密接に連携して効果的に実施するものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年を健全に育成するための指導者の養成及び確保
- (3) 青少年に関する教育の振興
- (4) 青少年の健全育成に関する調査研究
- (5) 青少年の健康の保持及び体育・スポーツの振興
- (6) 青少年に関する相談体制の整備
- (7) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- (8) 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用促進

2 知事は、前項の施策の大綱を毎年県民に公表するよう努めるものとする。

(青少年の日)

第9条 青少年の健全な育成を推進するため、毎月5日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、県民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年健全育成のための活動に努めるものとする。

(家庭の日)

第9条の2 青少年の健全な育成に関し、家庭の果たす役割について理解を深めるため、毎月第3日曜日を家庭の日とする。

2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、協力して健全な家庭環境づくりに努めるものとする。

(興行等の推奨)

第9条の3 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

(表彰)

第10条 知事は、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- (2) 青少年の健全な育成のために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの

## 第3章 健全育成を阻害する行為の規制

(興行者等の自主規制)

第10条の2 興行を主催する者(興行を行う興行場を経営する者を含む。第11条及び第38条において

「興行者」という。)、 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせ、若しくは譲渡し、若しくは交付し、又は当該広告物を見せないように努めるものとする。

- 2 刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又はがん具類（遊具類を含む。以下同じ。）の販売を業とする者は、刃物類及びがん具類の形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又は著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより青少年に当該刃物類又はがん具類を譲渡し、又は交付しないように努めるものとする。
- 3 自動販売機により図書類又は刃物類若しくはがん具類（以下「図書类等」という。）を販売しようとする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、前2項に規定する自主規制の対象となる図書类等を、青少年が利用することができる自動販売機に収納しないように努めるものとする。
- 4 自動貸出機により図書類を貸し出そうとする者は、自主的に必要な措置を講ずることにより、第1項に規定する自主規制の対象となる図書類を、青少年が利用することができる自動貸出機に収納しないように努めるものとする。

（自主規制の指導等）

第10条の3 知事は、前条に規定する者が自主的に行う青少年の健全な育成のための必要な措置が促進されるように指導し、又は助言するものとする。

- 2 知事は、図書類でその内容が前条第1項の規定に該当すると認められるもの又は刃物類若しくはがん具類で、その形状、構造、機能等が同条第2項の規定に該当すると認められるものが自動販売機によつて販売されている場合には、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な協力を求めることができる。
- 3 知事は、図書類でその内容が前条第1項の規定に該当すると認められるものが自動貸出機によつて貸し出されている場合には、当該自動貸出機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な協力を求めることができる。

（有害な興行の観覧の禁止等）

第11条 知事は、興行の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため当該興行を青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を有害な興行として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、興行の制作又は主催をする者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の観覧を不相当であると認めた興行は、有害な興行とする。
- 3 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行及び前項に規定する興行（次項及び第5項において「有害興行」という。）を観覧させようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならない。
- 4 興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、当該興行を行う興行場に入場しようとする者の見やすい場

所に、その指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間中掲示しておかなければならない。

6 知事は、第2項の規定により団体を指定したときは、その名称を告示しなければならない。

(有害な図書類の譲渡又は交付の禁止等)

第12条 知事は、図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該図書類を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、図書類取扱業者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な図書類とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

(1) 書籍、雑誌その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する紙面(表紙を含む。)のページ数が20ページ以上のもの又は当該出版物の総ページ数の5分の1以上を占めるもの

(2) ビデオテープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他の映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリ並びにこれらに類するものであつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの

(3) 図書類であつて、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するもの

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害な図書類を見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を譲渡し、又は交付しようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならない。

6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

7 知事は、第2項の規定により団体を指定したときは、その名称を告示しなければならない。

(有害な図書類の陳列方法、改善勧告及び命令)

第13条 図書類の販売又は貸付けを業とする者が有害な図書類を陳列するときは、当該図書類を営業所の屋内に置き、かつ、他の図書類と区分して青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めてその状態を除去するために必要な限度内において有害な図書類の陳列場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(有害な刃物類及びがん具類の譲渡又は交付の禁止等)

第14条 知事は、刃物類及びがん具類の形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又は著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため当該刃物類又はがん具類を青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認めるときは、当該刃物類又はがん具類を有害な刃物類又はがん具類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害ながん具類とする。

(1) 圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの

(2) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 刃物類又はがん具類の販売を業とする者は、第1項の規定による指定があつた刃物類若しくはがん具類又は前項の有害ながん具類(以下この条及び次条において「有害ながん具類等」という。)を譲渡し、又は交付しようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならない。

4 刃物類又はがん具類の販売を業とする者は、有害ながん具類等を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

(有害な図書類等の自動販売機等への収納禁止等)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を自動販売機に収納してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

(1) 図書類の販売を業とする者 有害な図書類

(2) 刃物類又はがん具類の販売を業とする者 有害ながん具類等

2 図書類の貸付けを業とする者は、有害な図書類を自動貸出機に収納してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動貸出機が設置されている場合は、この限りでない。

3 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者は、当該自動販売機等に収納されている図書類等につき、第12条第1項又は第14条第1項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書類等を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

(図書類等の自動販売機等の設置届出等)

第16条 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者は、自動販売機等ごとに、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所において、図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す場合は、この限りでない。

(1) 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す者及び自動販売機等を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)

(2) 自動販売機等を管理する者(次項において「自動販売機等管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号

(3) 自動販売機等の設置場所

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町に住所を有し、常時連絡がとれる者

で、第12条第1項又は第14条第1項の規定による指定があつたときは、自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出す者に代わつて当該図書類等又は図書類を撤去することのできるものでなければならない。

- 3 第1項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に同項第1号及び第2号に規定する事項を明りように表示しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて同項の表示をするよう勧告することができる。

(図書類等の自動販売機等設置場所の自主規制)

第17条 青少年の健全育成上好ましくない図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域においては、当該図書類等の自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その周辺における青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして規則で定める施設

(有害な広告文書等の指定等)

第17条の2 知事は、広告を目的とするちらし、ビラその他これに類する物品（以下「広告文書等」という。）の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該広告文書等を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告文書等を有害な広告文書等として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告文書等であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するものは、有害な広告文書等とする。
- 3 広告文書等の広告主、その代理人、使用人その他の従業者又はその委託を受けて広告若しくは宣伝を行う者は、有害な広告文書等を青少年に配布してはならない。
- 4 広告文書等の広告主、その代理人、使用人その他の従業者又はその委託を受けて広告若しくは宣伝を行う者は、有害な広告文書等を戸別に配布（郵便法（昭和22年法律第165号）第43条に規定する郵便受箱へ配布する場合を含む。以下この項において同じ。）してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で配布する場合その他青少年が容易に見るおそれがない方法で配布する場合については、この限りでない。

(有害な広告物に対する措置)

第18条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため当該広告物を青少年に見せることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(青少年に対する利用カードの譲渡又は交付の禁止)

第18条の2 何人も、青少年に対し、利用カード（テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。次条及び第18条の4において同じ。）を譲渡し、又は交付してはならない。

(利用カード販売機による利用カードの販売禁止)

第18条の3 何人も、自動販売機又はこれに準ずる規則で定める機能を有する販売機（以下この条及び次条において「利用カード販売機」という。）により利用カードを販売してはならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に利用カード販売機が設置されている場合は、この限りでない。

(テレホンクラブ等営業に係る広告物の制限)

第18条の4 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所（以下この条及び次条において「テレホンクラブ等営業所」という。）の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための利用カード販売機の設置場所（次条において「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）に係る広告物を掲出し、又は表示してはならない。ただし、風適法の規定に基づいて広告物を掲出し、又は表示するテレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

(青少年のテレホンクラブ等営業所の利用禁止等)

第18条の5 何人も、青少年にテレホンクラブ等営業所に電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業所の名称等を記載した文書、図面その他の物品を受け取らせないように努めなければならない。

(インターネット利用環境の整備)

第18条の6 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この条から第18条の8まで及び第18条の10において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この項、次項及び次条第1項において同じ。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めるとともに、青少年の青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下この項及び次項において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（次項及び次条第2項において「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2



条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェアに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(フィルタリングサービス不要申出に係る書面等の提出等)

第18条の7 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条、次条第1項及び第18条の10第2項において同じ。)に対し、保護者が、使用者となる青少年の携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。)の利用状況を適切に把握する等により、当該使用者となる青少年が青少年有害情報を閲覧することがないようにすることその他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)を提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面又は電磁的記録の提出があつたときに限り、青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(次項において「フィルタリングサービス」という。)の提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供する契約(次条第1項において「携帯電話インターネット接続契約」という。)を締結したときは、規則で定めるところにより、第一項の規定により提出された書面、電磁的記録若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の提出等)

第18条の8 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条及び次条第1項において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)に対し、青少年インターネット環境整備法第16条第1項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下この条において「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」という。)を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面又は電磁的記録の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。次項において同じ。)を販売することができる。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売したときは、規則で定めるところにより、第1項の規定により提出された書面、電磁的記録若しくはその写しを保存

し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第18条の9 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第18条の7第2項若しくは第3項又は前条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務)

第18条の10 保護者は、その監護に係る青少年の携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する「携帯電話端末等」をいう。)の使用に当たっては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等適切な利用を確保するよう努めなければならない。

2 県は、第18条の6の趣旨を踏まえ、保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者並びに携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(深夜における外出の制限)

第19条 保護者は、深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)にその監護に係る青少年をみだりに外出させないようにしなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、深夜に青少年を連れだし、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における遊技場への入場の禁止等)

第19条の2 次に掲げる営業を営む者(次項において「営業者」という。)は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜において当該営業を営む場所に青少年を客として入場させてはならない。

(1) 設備を設けて客に遊技を行わせる営業(風適法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものは除く。)で規則で定めるもの

(2) 設備を設けて客に主に図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせ、又はインターネットの利用を行わせる営業(図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。)

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(質屋、古物商、貸金業等の注意義務)

第20条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)による質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から物品を質にとつて金銭を貸付けないようにしなければならない。

2 古物営業法(昭和24年法律第108号)による古物商は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年から古物を買ひ受け、又は売却の委託を受けないう

にしなければならない。

- 3 貸金業法（昭和58年法律第32号）による貸金業者は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合を除き、青少年に金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）を行わないようにしなければならない。

（使用済み下着の買受け等の禁止）

第20条の2 何人も、青少年から青少年が使用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。次条において同じ。）を買い受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

（勧誘行為の禁止）

第20条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- (1) 青少年が使用した下着を売却するように勧誘すること。
- (2) 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）において客の接待をさせ、若しくは客の相手となつてダンスをさせること又は深夜に客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (3) 接待飲食等営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。
- (4) 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

（薬品等の譲渡又は交付の禁止等）

第21条 何人も、睡眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する医薬品その他の薬品等で規則で定めるもの（以下「薬品等」という。）を青少年が不健全な目的に使用のおそれがあると認められるときは、当該薬品等を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。

- 2 何人も、薬品等を不健全な目的に使用することを青少年に勧誘し、又は強要してはならない。

（入れ墨の禁止等）

第22条 何人も、青少年に入れ墨を施してはならない。

- 2 何人も、青少年に入れ墨をするように勧誘し、又は青少年が入れ墨をするををあつせんしてはならない。

（いん行又はわいせつな行為等の禁止）

第23条 何人も、青少年に対し、いん行（青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる等不当な手段を用いて行う性交又は性交類似行為及び青少年を単に自己の性欲を満足させるための対象として行う性交又は性交類似行為をいう。次条において同じ。）又はわいせつな行為（いたずらに性欲を興奮させ、若しくは刺激し、又は性的な言動により性的羞恥心を害し、若しくは嫌悪の情を催させる行為をいう。次条において同じ。）をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

（場所の提供等の禁止）

第24条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年が行うことを知つて、場所を提供し、又はあつせんしてはならない。

- (1) いん行又はわいせつな行為

- (2) とばくに類似した行為であつて青少年に射こう心をおこさせるおそれのあるもの
- (3) 薬品等を不健全な目的に使用する行為
- (4) 喫煙又は飲酒

(非行を助長する行為等の禁止)

第24条の2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為（以下この条において「著しい非行」という。）を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第178条まで、第180条、第181条、第199条、第201条、第203条から第205条まで、第208条、第208条の2、第224条から第225条の2まで、第227条、第228条、第228条の3、第235条、第236条から第241条まで、第243条、第246条、第246条の2又は第248条から第250条までに規定する行為
- (2) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻を譲り渡し、譲り受け、又は所持する行為
- (3) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤又は同条第5項に規定する覚せい剤原料を譲り渡し、譲り受け、使用し、又は所持する行為
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬又は同条第6号に規定する向精神薬を譲り渡し、譲り受け、施用し、又は所持する行為
- (5) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん又は同条第3号に規定するけしがらを通り渡し、譲り受け、吸食し、又は所持する行為
- (6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物（これらを含む。）を摂取し、吸入し、若しくはこれらの目的で所持し、又はこれらの作用に用いられることの情を知つて販売し、若しくは授与する行為
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条に規定する行為

2 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団に加入することを勧誘してはならない。

3 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団に加入することを強要し、又は青少年が著しい非行を行う集団から脱退することを当該青少年の意思に反して妨害してはならない。

4 何人も、青少年に対し、著しい非行を行う集団から脱退させないことを目的として又は脱退することを容認する対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

5 何人も、青少年が行う著しい非行を容認すること又は青少年が行う著しい非行に関連する紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務を提供することの対償として、金品その他財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

(審議会への諮問)

第25条 知事は、次に掲げる場合には、三重県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- (1) 第9条の3の規定により興行又は図書類を推奨するとき。
- (2) 第11条第1項の規定により興行を指定するとき。
- (3) 第12条第1項の規定により図書類を指定するとき。
- (4) 第14条第1項の規定により刃物類及びがん具類を指定するとき。
- (5) 第17条の2第1項の規定により広告文書等を指定するとき。

- (6) 第18条の規定により広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずるとき。
- (7) 第21条第1項の規定により規則で薬品等を定めるとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により三重県青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定等をしたときは、その旨を当該三重県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。
- 3 知事は、青少年の健全育成のあり方について必要があると認めるときは、三重県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

## 第4章 三重県青少年健全育成審議会

(三重県青少年健全育成審議会の設置)

第26条 青少年の健全育成に資するため、三重県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第9条の3の規定による興行又は図書類の推奨に関すること。
- (2) 第11条第1項の規定による興行の指定に関すること。
- (3) 第12条第1項の規定による図書類の指定に関すること。
- (4) 第14条第1項の規定による刃物類及びがん具類の指定に関すること。
- (5) 第17条の2第1項の規定による広告文書等の指定に関すること。
- (6) 第18条の規定による広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置に関すること。
- (7) 第21条第1項の規定による規則で定める薬品等に関すること。
- (8) 青少年の健全育成のあり方に関すること。

(組織)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第29条 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第30条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(部会)

第32条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項をつかさどる。

(1) 第1部会 第9条の3の興行、第11条の興行、第17条の2の広告文書等、第18条の広告物及び第21条の薬品に関する事項

(2) 第2部会 第9条の3の図書類、第12条の図書類並びに第14条の刃物類及びがん具類に関する事項

2 部会に所属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつて、これを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第32条の2 専門事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

(幹事)

第33条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県又は関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、子ども・福祉部において処理する。

(運営事項)

第35条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

## 第5章 雑則

(立入調査)

第36条 知事の指定又は任命した者及び警察官は、この条例の施行に必要な限度において、興行場、営業所その他関係場所に立ち入り、調査を行い、関係人に質問し、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、及び関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(推奨等の申出)

第37条 何人も、第9条の3の規定による推奨若しくは第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項若しくは第17条の2第1項の規定による指定又は第18条の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に申し出ることができる。

(推奨等の公示)

第38条 知事は、次に掲げる推奨又は指定をしたときは、その旨を公示するものとする。ただし、緊急その他知事が必要と認める場合において、興行者、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は刃物類若しくはがん具類の販売を業とする者に対し、知事がその旨を通知したときは、この限りでない。

- (1) 第9条の3の規定による興行又は図書類の推奨
- (2) 第11条第1項の規定による興行の指定
- (3) 第12条第1項の規定による図書類の指定
- (4) 第14条第1項の規定による刃物類及びがん具類の指定
- (5) 第17条の2第1項の規定による広告文書等の指定

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第40条 第23条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反して同条第1号に掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者

3 第12条第6項、第14条第4項、第15条又は第24条の2第4項若しくは第5項の規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条の2の規定に違反する行為を業として行つた者
- (2) 第24条の2第3項の規定に違反した者

5 第20条の2又は第20条の3の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条の2、第18条の3又は第21条の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反して同条第2号から第4号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第4項、第17条の2第3項若しくは第4項、第19条第2項、第19条の2第1項又は第23条第2項の規定に違反した者
- (2) 第13条第3項又は第18条の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条第1項の規定に違反して、自動販売機等の設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者

8 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第5項又は第19条の2第2項の規定に違反した者

(2) 第36条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 第18条の2、第19条の2第1項、第20条の2、第20条の3、第21条から第24条まで又は第24条の2第3項から第5項までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項から第7項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことにつき過失のないときは、この限りでない。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(免責)

第42条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

#### 附 則

1 この条例は、昭和47年3月1日から施行する。

2 三重県青少年保護条例（昭和36年三重県条例第29号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により有害図書、有害刃物類又は有害がん具類として指定されている図書、刃物類又はがん具類は、この条例の規定による有害な図書、有害な刃物類又は有害ながん具類として指定されたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年3月31日三重県条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月2日三重県条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日三重県条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日三重県条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年7月2日三重県条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に自動販売機によつて図書類を販売している者で引き続き当該販売をしようとする者は、改正後の三重県青少年保護育成条例第10条の2の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して1月以内に行わなければならない。



附 則（昭和59年3月29日三重県条例第7号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日三重県条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日三重県条例第32号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月15日三重県条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月15日三重県条例第17号）

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機により刃物類若しくはがん具類の販売をしている者で引き続き当該販売をしようとする者又は自動貸出機により図書類の貸出しをしている者で引き続き当該貸出しをしようとする者は、改正後の第16条の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して1月以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定に違反して同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つた者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則（平成8年6月28日三重県条例第31号）

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者で引き続き当該営業をしようとする者は、改正後の第18条の2第1項の規定による届出を、この条例の施行の日から起算して1月以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定により届出をした者で改正後の第18条の3第1項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から2年を経過するまでの間は、同項の規定は適用しない。
- 5 第3項の規定に違反して同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つた者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- 6 この条例の施行の際現に設置されている利用カードの自動販売機については、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第18条の5の規定は適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第18条の6第1項の規定は適用しない。

附 則（平成10年1月23日三重県条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日三重県条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第25条第1項及び第2項の改正規定中「三重県青少年保護審議会」を「三重県青少年健全育成審議会」に改める部分、第25条に1項を加える改正規定、「第4章 三重県青少年保護審議会」を「第4章 三重県青少年健全育成審議会」に改める改正規定、第26条（見出しを含む。）の改正規定、第27条に1号を加える改正規定、第28条に1項を加える改正規定、第29条第1項及び第2項の改正規定、第32条第1項第1号の改正規定中「テレホンクラブ等営業」の下に「及び第21条の薬品」を加える部分、第32条の次に1条を加える改正規定、第33条第3項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の第18条の3第1項及び第2項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から2年を経過するまでの間は、同条第1項及び第2項の規定は適用しない。

（三重県青少年問題協議会設置条例の廃止）

- 4 三重県青少年問題協議会設置条例（昭和28年三重県条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年12月24日三重県条例第55号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日三重県条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日三重県条例第60号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月13日三重県条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月25日三重県条例第75号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年7月1日三重県条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年3月28日三重県条例第27号）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月30日三重県条例第48号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年7月4日三重県条例第43号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施

行の日から施行する。

附 則（平成19年12月26日三重県条例第73号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月19日三重県条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日三重県条例第46号）

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日 三重県条例第23号）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日三重県条例第20号）

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月17日三重県条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日三重県条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県青少年健全育成条例第18条の7第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の際現に締結されている青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この項において「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約であって、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号）による改正前の青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約でないもの（以下この項において「特定役務提供契約」という。）に基づく青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供については、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であって、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。